平成２１年（再ロ）第２０号
大阪府富田林市寿町４丁目７番５号
再生債務者　水上　秀一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月９日まで
平成22年１月12日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１４号
千葉県我孫子市中里126番地の８
再生債務者　青木　伸之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月10日まで
平成22年１月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第１５号
堺市中区八田寺町57番地３
再生債務者　北野設備こと　北野　浩司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月10日まで
平成22年１月13日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１５号
広島県安芸郡海田町東昭和町５番27―201号
再生債務者　石田　正宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１号
沖縄県名護市字名護4605番地56
再生債務者　西野　直彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月14日　那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（再ロ）第２１号
京都府宇治市大久保町平盛91番地の１府営西大久保団地39棟205号
再生債務者　西堀　新吾
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月15日まで
平成22年１月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第２６号
千葉市花見川区作新台６丁目10番３―709号
再生債務者　吉田　将之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月29日まで
平成22年１月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
高知県高岡郡佐川町乙1884番地11
再生債務者　江入　力男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月13日
高知地方裁判所須崎支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２２号
青森県むつ市大畑町二枚橋11番地
再生債務者　杉本　友明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第９号
秋田県横手市平鹿町浅舞字諏訪野128番地１
再生債務者　石川　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月13日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第２４号
青森市大字上野字山辺22番地６
再生債務者　川村　弥佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
茨城県石岡市上崎2066番１地
再生債務者　石井　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月13日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（再ロ）第８号
徳島市国府町日開737番地の３
再生債務者　榎本　傑
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月13日　徳島地方裁判所民事部

東京都目黒区公債抽せん公告

東京都目黒区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
目黒区公債平成12年度第２回	230,500千円	平成22年４月25日

1．抽せん日時　平成22年２月９日　午前10時より
2．抽せん場所　株式会社みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１丁目１番５号）
3．抽せん方法　全数抽せん

平成22年１月22日　東京都目黒区

吸収合併公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年二月二十八日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示は次のとおりです。
（甲）http://www.yorkbeni.co.jp/fina/kessan.html
（乙）http://www.fujikoshi.co.jp/kessan.html

平成二十二年一月二十二日
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
（甲）株式会社ヨークベニマル
代表取締役　大高　善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
（乙）株式会社藤越
代表取締役　大高　善興

合併公告
継　左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に合併後の旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月二十二日
埼玉県さいたま市南区根岸一丁目七番一号
（甲）財団法人さいたま市文化振興事業団
理事長　永堀　博
埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目三〇五番地
（乙）財団法人さいたま市公立施設管理公社
理事長　上野　聰